六年達示第十四号)

条 この規程は、 京都大学大学院工学研究科(以下「工学研究科」という。) の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究科長)

第二条 工学研究科に、研究科長を置く。

研究科長は、工学研究科の専任の教授をもって充てる。

3

4 研究科長は、再任されることができない。ただし、補欠の研究科長については、一回に限り再任されることができる。研究科長の任期は、二年とする。ただし、補欠の研究科長の任期は、前任者の残任期間とする。

5 研究科長は、工学研究科の校務をつかさどる。

研究科長が欠けたときは、あらかじめ研究科長が指名する者がその職務を行う。

6 研究科長に事故があるときは、あらかじめ研究科長が指名する者がその職務を代理する。

2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教授会が定める。第三条 工学研究科に、その重要事項を審議するため、教授会を署 教授会を置く。

(教授会)

専攻及び講座)

四四 都市社会工学専攻 都市基盤システム工学講座、都市社・社会基盤工学専攻 応用力学講座、地殻工学講座、構造四条 工学研究科の専攻及び講座は、次に掲げるとおりとする。

都市基盤システム工学講座、都市社会計画学講座、交通マネジメント工学講座、ライフライン工学講座、応用力学講座、地殻工学講座、構造工学講座、構造材料学講座、地盤・水工学講座 社会

基盤マネジメント工学講座

都

市

境 工 学専 攻 ーフロント環境工学講座、複合構造デザイン工学講座、環境システム工学講座、環地殻環境工学講座、環境デザイン工学講座、都市空間工学講座、居住空間学講座、 環境衛生学講座、ジオフロンで、環境情報学講座、ウォータ

というでは、これでは、人間生活環境学講座、建築史学講座、建築建築情報システム学講座、人間生活環境学講座、建築史学講座、環境構成学講座ト環境工学講座、総合環境学講座、環境材料学講座、環境構成学講座 建築構法学講

座

建築環境計

画学講座

設計学講座、建築構造学講座、 建築生産工学講座

機械システム工学講座、機械設計制御工学講座、機械材料力学講座、 流体工学 , 講 座

機械工学専

築学専

攻

原子核工学専

攻

精密工学専攻機械物理工学専攻 デザインシステム論講座、システム工学講座、知能機械システム講会メゾスコピック物性工学講座、材料強度物性学講座、物性工学講座

座

量子ビー ム科学講座、 量子物質工学講座、 核エネルギー工学講

材料設計工学講 セス工学講 電気エネルギート子講座、航空宇宙解子講座、材料物性学 航空宇宙解析工学講座 学講 座

航空宇宙表 空宇宙工学 攻 航空宇宙力学講座、 航空宇宙基礎 工学講

複合システム論講 座、 電磁工学講座、 工学講座、 電気システ 厶 講 座

エネルギー 変換化学講座、

機能材料設計学講 集積機能 工学講 座、 座、 電子物理工学講 無機材料化学講座、 座、電子物性工学講座、量子機能工学講 有機材料化学講座、 高分子材料化学講 触媒科学講座 座

基礎エネル

ギー 化学講座、

基礎物質化学講座、

物性物理化学講

座

座

有機設計学講座、合成化学講座、生物化学講座先端機能高分子講座、高分子合成講座、高分子物性講座

分子設計学講座、分子物性工学講座、分子エネルギー 工学講座、

環境プロセス工学講座、化学工学基礎講座、化学システム工学講座

工学研究科に協力講座を置くことができる。 教授会の議を経て研究科長が定める。

前条の専攻に専攻長を置き、当該専攻の専任の教授をもって充てる。

専攻長は、当該専攻の業務をつかさどる。専攻長の任期は、一年とし、再任されることができる。 ただし、 補欠の専攻長の任期は、 前任者の残任期間とする。

3

附 属教育研究施設)

六条 環境質制御研究センターイオン工学実験施設 六条 工学研究科に、次に 次に掲げる附属の教育研究施設を置く。

1

環

子理工学研究実験センター

桂インテックセンター

報 センター

環 境安全衛生センター

2

3 「属の教育研究施設の長の任期は、二年とし、再任されることができる。ただし、属の教育研究施設に長を置き、工学研究科の専任の教授をもって充てる。 補欠の附 属 の 教育研究施設の長 の任 期 ば 前 任者の

4 残任 属の教育研究施設の長は、 期間とする。

当該教育研究施設の業務をつかさどる。

事

京都大学事務組織規程(平成十六年達示第六十号)の定めるところによる。

第六条第三項の規定にかか